

令和5年4月から現物給与の価額が改正されます

この度、厚生労働省告示により現物給与の価額が改正され、令和5年4月1日より適用されることとなりましたのでお知らせします。

(単位：円)

都道府県名	食事で支払われる報酬等					住宅で支払われる報酬等	その他の報酬等
	1人1か月当たりの 食事の額	1人1日当たりの 食事の額	1人1日当たりの 朝食のみの額	1人1日当たりの 昼食のみの額	1人1日当たりの 夕食のみの額	1人1か月当たりの 住宅の利益の額(畳1畳につき)	
北海道	22,500	750	190	260	300	1,110	時価 自社製品 通勤定期券など
青森	21,900	730	180	260	290	1,040	
岩手	22,200	740	190	260	290	1,110	
宮城	21,900	730	180	260	290	1,520	
秋田	21,900	730	180	260	290	1,110	
山形	23,100	770	190	270	310	1,250	
福島	22,500	750	190	260	300	1,200	
茨城	21,900	730	180	260	290	1,340	
栃木	22,200	740	190	260	290	1,320	
群馬	21,900	730	180	260	290	1,280	
埼玉	22,200	740	190	260	290	1,810	
千葉	22,500	750	190	260	300	1,760	
東京	23,100	770	190	270	310	2,830	
神奈川	22,800	760	190	270	300	2,150	
新潟	22,200	740	190	260	290	1,360	
富山	22,800	760	190	270	300	1,290	
石川	23,100	770	190	270	310	1,340	
福井	23,400	780	200	270	310	1,220	
山梨	21,900	730	180	260	290	1,260	
長野	21,300	710	180	250	280	1,250	
岐阜	21,900	730	180	260	290	1,230	
静岡	22,200	740	190	260	290	1,460	
愛知	21,900	730	180	260	290	1,560	
三重	22,500	750	190	260	300	1,260	
滋賀	22,200	740	190	260	290	1,410	
京都	22,800	760	190	270	300	1,810	
大阪	22,200	740	190	260	290	1,780	
兵庫	22,500	750	190	260	300	1,580	
奈良	21,600	720	180	250	290	1,310	
和歌山	22,500	750	190	260	300	1,170	
鳥取	22,800	760	190	270	300	1,190	
島根	22,800	760	190	270	300	1,150	
岡山	22,500	750	190	260	300	1,360	
広島	22,800	760	190	270	300	1,410	
山口	23,100	770	190	270	310	1,140	
徳島	22,800	760	190	270	300	1,160	
香川	22,500	750	190	260	300	1,210	
愛媛	22,500	750	190	260	300	1,130	
高知	22,800	760	190	270	300	1,130	
福岡	21,900	730	180	260	290	1,430	
佐賀	21,900	730	180	260	290	1,170	
長崎	22,200	740	190	260	290	1,150	
熊本	22,500	750	190	260	300	1,150	
大分	22,200	740	190	260	290	1,170	
宮崎	21,300	710	180	250	280	1,080	
鹿児島	22,200	740	190	260	290	1,110	
沖縄	23,400	780	200	270	310	1,290	

※改正部分を下線で表示しています

- 住宅、食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合は、その価額を「時価」とします。
- 計算の結果、端数が生じた場合は1円未満を切り捨てます。
- 洋間など畳を敷いていない居住用の室については、1.65平方メートルを1畳に換算し計算します。

現物給与の価額について

給与は、金銭で支給されるのが一般的ですが、住宅(社宅や寮など)の貸与、食事、自社製品、通勤定期券などで支給するものを現物給与といいます。

現物給与で支給するものがある場合は、その現物を通貨に換算し、金銭と合算して標準報酬月額の設定を行います。

(1) 現物給与価額の改正は、「固定的賃金の変動」※に該当します

(「被保険者報酬月額変更届」が必要になる場合があります)

※「固定的賃金の変動」とは…

昇給・降給や住宅手当、役付手当等の固定的な手当の追加や支給額の変更の場合をいいます。

(2) 住宅による現物給与の場合 価額の計算にあたっては、居間、茶の間、寝室、客室、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室を対象とします。

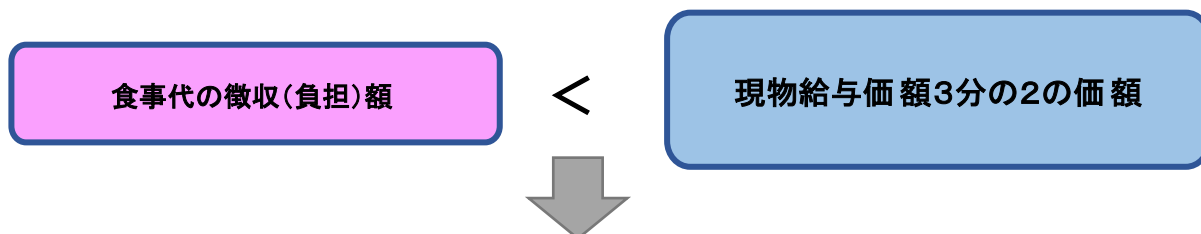
玄関、台所(炊事場)、トイレ、浴室、廊下、農家の土間などの居住用ではない室は含めません。

・住宅の現物給与価額について…

給与から家賃を徴収している場合、現物給与の価額から徴収額(負担額)を差し引いた額が現物給与価額となります。

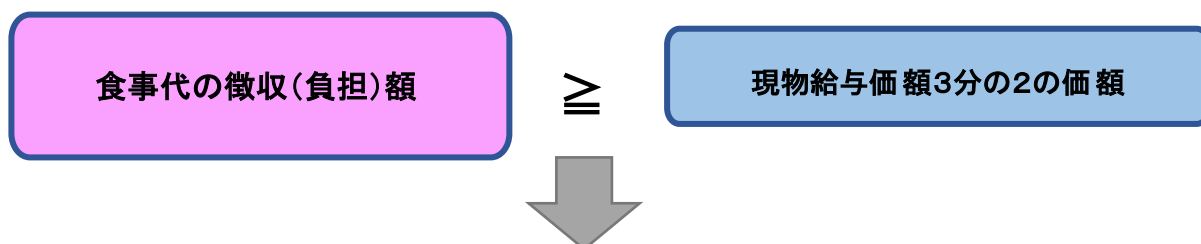
(3) 食事の現物給与価額について、給与から食事代を徴収(負担)している場合の計算方法食事代の徴収(負担)額により、以下の①・②のパターンで計算します。

【パターン①】現物給与価額の3分の2未満の価額を食事代として徴収(負担)している場合



現物給与の価額から徴収(負担)額を引いた価額が現物給与価額となります。

【パターン②】現物給与価額の3分の2以上の価額を食事代として徴収(負担)している場合



現物による食事の供与はないものとして取り扱います。